

ID: 817

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

<b>処分の概要</b>	受益者からの分担金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地改良法 第91条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和24年法律第195号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第91条第3項の規定による。                  (都道府県営土地改良事業の分担金等)</p> <p>第91条</p> <p>3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日